

第七四回

参第八号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律
(案)

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「五十万円」を「百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額」に改める。

第八条第二項中「五十万円をこえない範囲内で」を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、災害弔慰金を増額するとともに、災害援護資金の貸付けの限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、おおよそ十三億四千八百万円の見込みである。